

(写)

3 川人委調第 5 8 9 号

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

川崎市議会

議長 橋 本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 3 年 1 1 月 1 9 日付け 3 川議議第 6 7 6 号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第 1 8 8 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(川崎市特別職員給与条例の一部改正、川崎市常勤の
監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正、川
崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部改正、川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に
関する条例の一部改正及び川崎市教育長の給与、勤務
時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に関す
る部分を除く。)

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の期末手当の額を改定する
所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。